

ケンブリッジ大学で学んだこと

慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士 金山 直樹

私は、2017年9月から12月末まで、慶應義塾大学との相互協定に基づいてオファーされた機会を利用して、ケンブリッジ大学ダウニング・コレッジで在外研究を行った。Keio Flatと呼ばれるコレッジ内の宿舎に無償で居住することができた。フェローというステータスを得て、無償のランチやハイテーブル・ディナーといった特権も享受することができた。EUのおかげで、今や食事も美味しく(シェフはイタリア人!)、とくにフェロー・ラウンジで自分で入れるエスプレッソは最高であった。少なくとも、パリに負けてなかった。その後、翌年の1月からはパリに居を移して、シアンスポとパリ第2大学で授業を担当したが、間を縫って2月には再びケンブリッジを訪れて、「イギリス法制史センター」および「私法センター」において講演を行った。ケンブリッジでの滞在は、22歳の頃からの夢だったので、来年(2019年)度の定年を前にして、まさに「教授冥利」に尽きるひとときであった。

ケンブリッジで、最も強い印象を受けたのは、中国人系の学生の多さであった。法学部では、日本人学生は一人も見られなかった。このままでは日本は中国の陰に沈んでしまう。何としても、日本人を送り込まなければならぬ。そう感じていた矢先、1967年にダウニング・コレッジを卒業した田崎忠良氏(人材紹介業、JCAリクルートメントの創設者)がコレッジに來られて、ハイテーブルでお話をするすることができた。元々はイギリスで起業をして、そこから日本やアジアに事業を拡大した企業家である。今回は、ダウニング・コレッジにおける"Tazaki House"の開館式のために來られたのであった。当該ハウスには、私相知り合いになった留学生も住んでいた。加えて、「公益財団法人 Tazaki 財団」を創設して、高校生生の段階から英国に留学して大学までサポートするという極めて異例の奨学金事業を展開し、真の国際人の育成に助力されている。文字通り、La noblesse oblige の人であり、感銘を受けた。

法学部においては、契約、エクイティー、原状回復、土地法、不当利得法、商事契約、比較法、国際法等、可能な限り授業に出席した。そこで感じたことは、一言でいえば、イギリス法が極めて「不確実性」に富んだ法だということである。だが、だからこそ、学生は「分析力」が鍛えられている。私は、コレッジにおいて行われたスーパーヴィジョン(かの有名はチュータ制度)にも何度か出席したが、学生は一年生の段階から、一貫した説明ができそうもない複数の判例と格闘させられていた。そこでは、論点自体の創造力を含む形で分析力が養成されている。グローバル時代の諸問題は未知性と不確実性に刻印されているので、創造的な分析力がグローバル・プレーヤーに求められる第一の資質であることは、論を俟たないだろう。

この点、日本ではどうか。残念ながら、司法試験に典型的に表れているように、法律問題には予め定まった論点があり、授業に明確な判例があり、学生には、それらを外すことなく解答することが求められている。この点は、新司法試験でも同じである。そこでは、不確実な新しい問題に対処できる真の意味での分析力は求められていない。「当たり前の論点について、当たり前の解答をすること」だけが問われているからである。学生も、一つの問題点を深追いすることは厳に戒められている。

もちろん、日本法には優れた安定性があり、予見可能性がある。だが、そのような日本法の位相を鮮明にして世界に向かってアピールすることは希有である。だから、世界では日本法の基本アーキテクチャーさえ理解されていない。私としては、あと何年残されているか分からないが、少しでも世界における日本法の存在感を高めることに寄与できれば、と願っている。